



## 「津崎・熊谷裁判」事実はこれだ！③ JR総連執行委員会でのJR東海労の組織破壊行為確認は 何に基づいてなされたのか？

JR総連が近畿地協第35回定期委員会（2023年11月26日開催）後の同年12月13日13時からの第7回執行委員会で、「近畿地協からの報告に基づき組織破壊であることを確認した」とされていますが、近畿地協第1回常任委員会が改めて「組織破壊」を確認したのは、JR総連執行委員会後の同日18時です。なぜか、**JR総連は、近畿地協常任委員会より先に組織破壊を確認している**のです。

一方、近畿地協第1回常任委員会で「組織破壊」を確認する以前に、「津崎文書」で「組織破壊があった」という報告がJR総連に提出されていました。その常任委員会では「11月26日の組織破壊攻撃の確認は撤回する」とした上で、「改めて組織破壊行為であることを9名の常任委員全員で確認した」と意味不明で矛盾したことが確認されたのです。

このような経過から、近畿地協第1回常任委員会で「組織破壊」が確認される前から、報告文書＝「津崎文書」が出され、JR総連は意図的に「組織破壊」を確認したということは明らかです。要するに、**「津崎文書」による報告も、JR総連第7回執行委員会での「組織破壊」確認も、意図してデッチ上げられた**ということです。

被告は、上記した事実を否定してきましたが、これを事実かどうかを争わないといふと法廷の場で宣言した以上、被告とJR総連はこれを事実として認めなければなりません。今後の弁明が期待されます。